

「広東要明鶴同郷会」について

武吉彩華

はじめに

私は、学部時の卒業論文において、「横浜の華僑」について、私の祖父と父の経緯を元に横浜華僑の象徴的とも言える中華街、それを支え続けてきた中国各地の同郷会、更に中国人墓地に焦点を当てて、自分のルーツというものに迫ろうとした。しかし、自分自身の研究の不十分さと時間の関係上により、横浜の華僑を深く追求することのできた満足のいく論文とは言えなかった。

私自身が華僑三代目であり、実際に同郷会の青年団役員として活動をしていても、自分が華僑であることの意味や、自分のアイデンティティーにぶつかることがある。

学部時の卒業論文での同郷会会長のインタビューを通して、これからは若い世代が華僑社会、同郷会を引っ張っていく時が来ていると感じる。そのことを一人でも多くの青年華僑華人に気づかせることが必要であると論文作成の過程において改めて感じた。

今回は、大学や私の周りで、まだきちんと整理されていない華僑華人関係の資料収集をし、埋もれたままである資料などを整理することから始めることとし、横浜華僑を研究していく中で必ず華僑の中心的な存在として出てくる広東省出身の私の所属している「広東要明鶴同郷会」について焦点を当てた。

具体的に言えば、『旅日要明鶴同郷会記念成立四十年会刊』と『広東要明鶴同郷会記念成立五十年会刊』（以下『四十年会刊』と『五十年会刊』と省略する）の二冊の資料を中心として、その内容を以下の三つに分けてまとめることとした。その際、同郷会からの理解と協力を得、今まで公にされることのなかった資料文献を参考にした。

1では、同郷会の年表を基にして同郷会の歴史を辿り、情報として現在分かっているまでの範囲で記述した。

2では、現在の改定版の会章と修正前の章程とを比較し、同郷会の内容を見る。

3では、現在同郷会が把握している会員動向と『五十年会刊』の会員名簿を基にして出身地別の会員構成を明らかにし、収集結果の会員や同郷会関係者による『四十年会刊』と『五十年会刊』に載せられている広告から会員の職業傾向を見た。

1. 広東要明鶴同郷会年表

この年表は、2002年10月に発行された『五十年会刊』に載った「広東要明鶴同郷会紀要」を基本とし、更に、他に参考になる資料を参照して注として加え、作成した。

- 1917 横浜に居留する高明、高要の同郷は山下町 150 番地に「要明同郷会」を創立。
ここからが同郷会の始まり。
山下町 156 番地に要明同郷会として事務所を置く。①
- 1920 会館竣工。
山下街 151 番地二階へ移転②
「要明公所」として高明、高要県出身だけで作られた。③
- 1923.9 「関東大震災」発生。我が同郷会の被災者も非常に多く、幸い生き残った者も帰国や関西への疎開を余儀なくされる。

- 震災後休止状態。④
- 1925 震災で亡くなった被災者の追悼の為に本同郷会が中華義荘に震災受難者記念碑を建造。⑤
- 休止状態（会員 188 名 代表 温能佳、）⑥
- （会員 93 名）⑦
- 1926 休止（会員 188 名 幹事長 温能佳、幹事主任 温朝著、書記 譚最昌他一名、其他役員約 22 名）
- 1928 （会員 191 名 会長 温炳臣、理財 羅孝明、会計 劉汝江、調査 梁呂巖、譚福元 収巖子、瞿乘衡、莫冠英、交際 譚生財、庶務 黄王廷、区柏孫、交際 瞿季礎、書記 謝漢明、譚最昌）⑧
- 九・一八事件発生後、日本の警察の取り締まり強化により、同郷会は解散を迫られる。多くの同郷が会員を免れる為に、次々帰国。当時の会長は楊桂芬。
- 毎年一回定期総会を開催（会員 90 名 主席 羅培宋、文牒 楊桂芬、理財 譚裕慶、会計 黄潤蘇、交際 陳麗安、核数 陳仕榮、糾察 李広元、幹事 譚森川他 4 名）⑨
- 1937 日支事変勃発以来帰国者増加により、殆んど解散状態（会員 80 名 主席 羅培宋、文牒 楊桂芬、財務 譚裕慶、会計 黄潤蘇、交際 陳麗安、核数 陳仕榮、糾察 李広元、幹事 譚森川他 4 名、常務委員 羅培宋他 4 名）⑩
- 1939 鶴山出身も加わり、「要明鶴同郷会」となる。⑪
- 1950 第二次世界大戦後終結後、新しい状況の下で、たくさんの同郷が同郷会復興を渴望。数人の有志ある者が、苦勞を厭わず、「発起人会」を結成。役員は、温章才、謝駿豪、庞柱琛、譚樹釗、梁觀光、陸蘇珍、劉七、杜松生、莫惠良ら。
- 1951 一年の努力の結果、発起人会が発展して更に「籌備委員会」（温章才委員長、刘明長副委員長）となり、同時に会員も募集し、資金を調達し、会章の草案を制定し、同郷会を復興する為に多くの仕事をす。同時に張福根氏の山下町 220 番地の宅地を購入し、同

郷会成立の為の基礎を確立した。⑫

委員会の役員は、李廣開、梁瑤東、謝駿豪、庞柱琛、譚樹钊、陸蘇珍、劉七、謝甜、梁觀光、譚伯焘、程勝山、謝尚成、謝能、王聯養、杜松生、莫惠良、劉家祥、嚴應科、謝義清、譚錦基。

1952.2 「旅日要明鶴同郷会」成立大会を行う。

大会で会章を通して、第一回目の「職守」が選出される(温章才会長、庞柱琛、劉明長副会長)。⑬

日本に來ている高明、高要、鶴山の同郷は、「同郷間の連絡、情報の交流、相互援助、内外親睦」の組織ができる。

成立したときの会員数は、130人余りに達する。

1953.2 二回職守会就任(温章才会長、庞柱琛、劉明長副会長)

1954.2 三回職守会就任(温章才会長、劉明長、謝尚成副会長)

1955.2 四回職守会就任(庞柱琛、謝尚成副会長)

1956.2 五回職守会就職任(李廣開會長、温章才副会長)

1957.2 六回職守会就任(李廣開會長、温章才副会長)

12 会館に“応接室”(会客室)増設。

1958.2 七回職守会就職任(李廣開會長、温章才副会長)

1959.2 回職守会就任(李廣開會長、温章才副会長)

1960.2 回職守会就任(李廣開會長、温章才副会長)

1961.1 十回職守会就任(李廣開會長、温章才副会長)

1962.1 十一回職守会就任(會長、温章才副会長)

1963.2 十二回職守会就任(李廣開名譽會長、譚温章才副会長)

12 全体会員の大きな寄付により、新しく鉄筋コンクリート三階建てのビルを建設。

同郷の代々の団結と福利事業の為にまた新しい基礎を築く。

2 「旅日要明鶴同郷会不動産株式会社」は本同郷会の不動産を専ら管轄した。⑭

1964.2 十三回職守会就任(譚樹钊會長、温章才、李廣開副会長)

1965.2 十四回職守会就任(譚樹钊名譽會長、李廣開會長、譚錦基、陳仕

懐副会長)

- 1966.2 会館に“図書館”を設置。
- 1967.2 第五回職守会就任（譚樹釗、李廣開名誉会長、謝駿豪会長、温章才、譚錦基副会長）
- 5 会館に空調機を買い入れる。
- 1969.2 第十六回職守会就任（譚樹釗、李廣開名誉会長、謝駿豪会長、温章才、譚錦基副会）^⑮
- 1971.2 第七回職守会就任（呉笑安会長、譚錦基、謝能副会長）
- 1973.2 第十八回職守会就任（責任者：謝義清、謝能、譚覺秋）
- 5 職守会により、①会員の戸籍を改めて調査②新入会員の基本金を2000円とする③“意見箱”の設置を決議。
- 5 「聯歡旅行会」（伊豆富士見ランドにて）行う。
- 7 職守会により、①第一回青年会員懇親会（大珍楼）にて行う②会員名札の設置を決議。
- 8 会員に職守会会務と各種活動計画を紹介するために、「要明鶴同郷会簡訊」（後に「要明鶴通信」と改名）を創刊。
- 8 第二次青年会員懇親会（ボーリング大会）を行う。
- 8 会館の内部を修理する。
- 1974.5 会館にて“映画上映会”を行う。
- 10 「秋季親睦旅行会」（長良川）を行う。
- 1975.4 第十九回職守会就任（謝義清会長、謝能、謝甜副会長）
- 1976.5 第一回「敬老慶祝会」を行う。
- 10 秋季親睦旅行（熱川温泉）を行う。
- 1977.4 第十回職守会就任（謝義清会長、謝能、謝甜副会長）
- 10 秋季親睦旅行（石和温泉、富士山五合目）を行う。
- 1978.3 第一回「帰郷参観旅行」を行う。（謝義清団長、温章才、謝甜副団長、黄偉初、温昌華秘書。成員の数は34名）
- 10 秋季親睦旅行（愛知県三谷温泉）を行う。
- 11 会館の床の修理。

- 1979.3 第二十一回職守会就任（謝義清会長、謝甜、温昌華副会長）
- 7 職守会で（株）要明鶴不動産の理事を（取締役）今回の同郷会会長と副会長が兼任し、長は梁慶安主任に引き継いでもらうことを決議。
中華義荘の「震災受難者記念碑」の前に香炉を設置する。
 - 10 秋季親睦旅行（伊豆稲取温泉）を行う。
- 1980.2 「二回帰郷参観旅行」を行う。（成員は李廣開、李瑞芳、温昌華、嚴宗祐、譚樹仁、夏菊蘭、劉雪顔、嚴玉顔）
- 10 「敬老慶祝会」を行う。
- 1981.3 第二十二回職守会就職（謝義清会長、謝甜、温昌華副会長）
- 7 高明に「明城」「三洲」の二つの中学校を建設する為に、寄付金を集めた。寄付者 45 名、合計で 3,745,000 円を中学校へ送金。
- 1981.11 会館の内部を修理。
- 1982.2 「会成立三十周年記念大会」を行う。（1. 会員名簿を新しく発表
2. 記念大会を行う 3. 功労者の表彰 4. 青年会員の募集に力を入れる
5. 記念品の配布 6. 会館の内部を修理）
- 8 本会と広東同郷会、華厨会所の合同で“第一回中国映画会”を行う。
 - 10 「秋季親睦旅行」（伊香保温泉）を行う。
- 1983.3 第十三回職守会就任（譚錦基会長、温昌華、譚覚秋副会長）
- 8 職守会で（株）要明鶴不動産の社長を今回の同郷会会長、理事（取締役）を副会長が兼任することを決議。
 - 10 秋季親睦旅行（湯西川温泉）を行う。
 - 11 故郷の新しい橋「高明大橋」の建設に寄付をした。内外の寄付者は 75 名、寄付金は 3,055,000 円に達し、12 月に故郷へ寄付した。
 - 12 任命された温昌華副会長が高明県の新しい県城の開城式典に参加。
- 1984.7 職守会で、親睦旅行会と敬老慶祝会を各年毎に順番に行うことが決定。
- 8 本会と広東同郷会、華厨会所の合同で第二回中国映画会を行う。

- 1985.3 第二十四回職守会就職任（譚錦基会長、温昌華、譚覺秋副会長）
- 5 沸山市訪日代表団が本会を訪れる。代表団には、盧瑞華（市長）、呂金湖（沸山市人代表大会常務委員会主任）、宋榮貴（副市長）。
 - 8 本会と広東同郷会、華厨会所の合同で第三回中国映画会を行う。
 - 10 秋季親陸旅行（熱川温泉、47名の参加）。
- 1986.2 高明県訪日考察団が本会を訪れ、並びに「新春聯歡懇親会」にも参加した。
- 考察団には、洗桓（高明県人大会常務委員会主任）、趙其俊（副県長）、譚景雲（副県長）、謝奕（高明県僑聯主席）。
- 10 敬老慶祝会を行う。
- 1987.3 第二十五回職守会就職任（譚錦基会長、譚覺秋、夏東開副会長）
- 10 秋季親陸旅行会（長瀨温泉、43名の参加）。
 - 11 沸山市訪日代表団は本会を訪れる。代表団の中には、欧陽洪（副市長）、張鳳岐（市政協副主席）、任成秀（沸山市人民代表大会常務委員会主任）ら。
- 1988.7 「関帝廟」再建のための寄付。
- 10 敬老慶祝会を行う。
- 1989.3 第二十六回職守会就職任（譚錦基会長、譚覺秋、夏東開副会長）
- 10 秋季親陸旅行会（石和温泉、58名の参加）を行う。
 - 11 病気の為に亡くなった今回の会長温昌華氏の追悼会を行う。並びに譚覺秋副会長を会長として推薦する。
- 1990.10 敬老慶祝会を行う。
- 1991.3 第二十七回職守会就職任（譚覺秋会長、夏東開、黄偉初副会長）
- 9 国内の被災者の為に義捐金活動を行う。
 - 9 更に会館の空調機を換える。
 - 10 秋季親陸旅行会（伊香保温泉）を行う。
 - 12 第三回帰郷参観団が「高明大橋」などの十大工程落成式典に参加。（成員は、謝義清、呉桂顕、譚覺秋、夏東開、黄偉初、譚慶秋、謝明坤、温美芳、温麗芳）

1992.3 本会が成立して四十周年となり、会館の大規模な修理に着手した。
(ホールを3階に移し、並びに会議室を設け、1,2階は貸すこととした)

5 「会章修生研究グループ」を組織した。

5 四十年來の同郷会の紀要の編纂に着手し、並びに会員の会籍調査、
会員名簿の新たな編纂を行う。

10 顧問・長老会議を招集して、「会章改定草案」の意見を聞く。

10 修理の工程が終了する。会員は350名に達する。

10 本会成立四十周年の「慶祝大会」を行う。特別に招いた故郷の慶
祝代表団、中国駐日大使館代表、横浜各僑会、僑団指導者、日本
の友人らも参加。

一、高明県慶祝代表団の成員として、羅純才（高明人民代表大會常務
委員會主任）、羅有鋼（高明縣海外聯誼會會長）、陳干明（高明
縣僑處理副主任）、麥全活（高明縣海外聯誼會名譽會長）、吳乃
和（高明縣海外聯誼會理事）

一、下記の功勞者の表彰（記念品の贈呈）

1. 本会復興の籌備委員會の成員として、溫章才、謝甜、莫惠良、
謝義清譚錦基、謝能。

2. 本会の既に亡くなった先哲（籌備委員會の成員を含む）とし
て、劉明長、李廣開、龐柱琛、謝駿豪、譚樹釗、陸蘇珍、劉家
祥、梁觀光、譚伯焘、謝尚成、杜松生、程勝山、梁瑤東、劉七。

3. 歷任會長として、溫章才、吳笑安、謝義清、謝能、譚覺秋、譚
錦基。

4. 並びに既に亡くなった歷任會長的家族による代理受理として、
龐柱琛、李廣開、譚樹釗、謝駿豪、溫昌華。

一、横浜の二箇所の華僑學校へ記念品贈呈。

一、全体會員へ記念品として、高明、鶴山と高要の三県の地図を送る。

1993.3 第二十八回職守會就任（譚覺秋會長、夏東開、黃偉初副會長）

10 秋季親陸旅行會（西伊豆溫泉、48名の参加）を行う。

- 11 第一回青年帰国参観団を組織し、故郷に帰って参観訪問。(参観団
成員として、譚覚秋団長、謝明坤秘書、謝剣雄、謝文蔚、呉蘭桂、
謝成発、莫佐強、陸定全、陸定強、譚敬伸、鄭保恩<同伴人>)
- 1994.10 本会の会館を無償で提供し、(株)広東同郷会による「広東語講習
会」を行う。
 - 11 敬老慶祝会を行う。(44名の参加)。
- 1995.2 第二十九回職守会就職(譚覚秋会長、夏東開、黄偉初副会長)
 - 5 高明市訪日考察団が本会を訪れる。考察団には、葉振明(高明市
僑務主任)、鄭輝嫦、(高明市僑聯副主席)、黎文東(高明市僑聯秘書)。
 - 10 秋季親陸旅行会(鬼怒川温泉、52名の参加)を行う。
- 1996.10 臨時会員大会(敬老会を兼ねる)を行い、章程改定草案を審議した、
それには、「広東要明鶴同郷会」と名を改めること、会員資格、会費、
他県に嫁いだ婦女会員の会籍保持などの款項。(106名参加、その
中に長寿は44名)
職守会(理監事会)で決議(1)“年会費”として2,000円を徴収。
しかし、65歳以上は払わなくて良い。
(2)入会費は2,000円とする。
(3)結婚した者への礼金、葬儀の香典は全てお花または相当の現
金とする。
- 1997.2 第三十回職守会就職(譚覚秋名誉会長、夏東開会長、黄偉初、陸
佐光副会長)
 - 2 新任の陸佐光副会長から本会の会名の横額看板を頂き、会館の戸
に飾る。
 - 10 秋季親陸旅行会(草津温泉、51名の参加)。
 - 11 第四回帰国参観団を組織し、故郷に帰って参観訪問。(夏東開団長、
黄偉初、陸佐光副団長、梁慶安、謝明坤秘書、参観団合わせて43名。)
- 1998.10 敬老慶祝会を行う。(40名の参加)。
- 1999.2 第三十一回職守会就職(夏東開会長、黄偉初、陸佐光副会長)
 - 10 秋季親陸旅行会(忍野温泉、69名の参加)。

2000.10 敬老慶祝会を行う。(47名の参加)。

- 11 第五回帰国参観団を組織し、故郷に帰って参観訪問。(夏東開団長、黄偉初、陸佐光副団長、梁慶安、謝明坤秘書、参観団合わせて34名。)

2001.2 第三十二回職守会就職(夏東開会長、黄偉初、陸佐光副会長)

- 10 秋季親睦旅行会(忍野温泉、66名の参加)。

- 12 本会の「別棟落成式典」を行う。(元々、別棟は下水道工事がひどく損傷の状況にあり、談判により、横浜市から賠償金を出してもらい、またもとの場所に再建した。)

2002.3 第二回青年帰国参観団を組織し、故郷に帰って参観訪問。(参観団成員として、夏東開団長、夏建言秘書、井山達夫、譚優矢、譚亮、武吉彩華、佐野敦子、王敏娣、謝惠美、謝麗梅ら合わせて10名。)

- 10 「成立50周年慶祝大会」を行う。特別に招いた高明市、鶴山市政府代表団、中国駐日大使館代表、横浜僑会・各僑団の指導者と日本の友人らも参加。

- 12 夏東開会長、黄偉初、陸佐光副会長、梁慶安、謝明坤秘書ら「第二回世界広東華僑聯誼大会」(広州において)に参加し、並びに招待に応じて高明市を訪問する。

注

①,② 要明鶴同郷会会員の老華僑の情報

③,⑦,⑪ 呉笑安『高明呉笑安先生八十回顧集』(順海閣株式会社,1991年)

④,⑥,⑧,⑨,⑩ 大里浩秋「日本の警察調査記録に見る戦前の横浜華僑団体の動向」,『平成七年度 横浜市地域研究費による成果報告書』(横浜市教育委員会事務局私学振興課,1997年)

⑤ 記念碑は、現在も横浜市中区豆口台にある中華義荘に「大中華民國十四年九月一日 大震災本会殉難先友記念碑 要明同郷会成立」と書かれ、現存している。

⑫ 同郷会に、昭和二十四年四月に神奈川県知事に申請された「戦災地假設建築認許課申請書」が残されている。その内容とは、現在の宅地を

張福根氏から温章才氏名義の購入で記載されている。

- ⑬ 職守会の職守とは、広東語で「理事、役員」を意味していることから、本文ではこのまま記載する。
- ⑭ 同郷会の事務所に、1965年の「旅日要明鶴同郷会不動産部賃貸登記簿」が残されている。その内容とは、約8箇所の会社や個人に賃貸料を取っていたことが記載されている。
- ⑮ この時に、社団法人の資格を取るために、社団法人「要明鶴会」定款として作成された資料が残されている。社団法人申請書類として提出したが、許可は下りなかった。

2. 広東要明鶴同郷会会章

広東要明鶴同郷会には、二つの会章がある。一つは、a「旅日要明鶴同郷会章程」で、この章程は、1967年2月21日に作成され、後に載せるb「広東要明鶴同郷会会章」は、1996年10月に作成され翌年1月1日に施行された。この二つの会章を比較し、その変更を見る。

なお、bにおける~~~~は1996年において改正された点である。

これら二つの章程、会章については、要明鶴同郷会の会員から得られた情報を注として加えた。

a. 旅日要明鶴同郷会章程

第一章 総則

- 一、命名：「旅日要明鶴同郷会」（注1）
- 二、住所：横浜市中区山下町二百二十番地。
- 三、宗旨：同郷間の情誼を深め、情報を交換し、互いに助け合い、対内対外ともむつまじくすることを旨とする。
- 四、経費：会員の会費及びその他の臨時収入をもって財源とする。

第二章 会員

- 五、日本に居住する広東の高要・高明・鶴山出身者で満十八歳以上ならば男女を問わず、会員となることができる。
- 六、会員の義務：本会則を遵守し、決議事項に従い、会費と理幹事会で臨時に決定した費用を納入すること。
- 七、会員の権利：役員選挙権・被選挙権、提案権と役員解任の要求及び本会が行う各種福利活動享受することができる。
- 八、会費：会費は毎月一名五十元及び臨時に決定した費用を納めること。

第三章 組織

- 九、本会の理監事は十五名とし、全員会員大会で選出される。
会長一名、副会長二名は理監事会にて互選される。顧問若干名は理監事会で招聘する。各理監事の職責は正副会長により指定する。
幹事は必要に応じて正副会長により推薦し、理監事の同意を経て、会長が招聘する。
- 十、理監事の任務：
会長は本会を代表し、会務を振興するとともに全役職を統轄する。
副会長は会長を補佐して会務を処理する。会長が不在か任務遂行が困難の時は会長の全権を代行する。
秘書組 本会の対内対外の文書を処理し、全ての会議の議事録を担当する。
総務組 会員名簿と重要な公文書類などの管理の責任を負う。
交際組 本会の対内対外の交際と付き合いを主管する。
財務組 会費徴収及び長寿金（注2）などと本会の財政収支事務の責任を負う。
会計組 本会帳簿を管理し、毎月の収支表を作成して理監事会に報告することを主管する。（注3）
核数組 本会の帳簿の会計監査の責任を負う。（注3）
福利組 本会の福利活動を主管する。
郷務組 会員間の親睦交流と揉め事が発生した時の仲裁、可能な限りで会員に職業を紹介することを主管とする。（注4）

監 事 各組の業務を監察し、決議違反や会則違反あるいは職責を果たさない役員の実責任を追及する責任を負う。

顧 問 本会の会務を指導する。

幹 事 各組主任が会務を推進することに協力する任にあたる。

十一、各理監事の任期は二年とする。但し、再選を妨げない。

十二、理監事が職責を果たさないか、妥当でない行為があった時は、会員はこれを会長に報告し、会長は、会員大会を開催し、大会で通った後に、その者に、警告を発し誤りを正すこととする。

十三、長く会費を滞納し、本会の名義を濫用し、または本会を損なう不法行為をした会員に対し、会員大会でその行動が認め、決議を経てその者を除籍させる。(注5)

第四章 会期

十四、会員大会は二年に一回開催し、会長が召集する。但し、もし特別な事由が発生した場合と三分の一以上の会員の要求があった時は、会長は臨時会員大会を召集しなくてはならない。

十五、理監事会は月に一回開催し、特別な事由が発生した場合あるいは理監事長が必要と認めた時は、随時開催する。理監事の過半数の出席をもって会議が成立する。

第五章 慶忌規定

十六、人が天寿を全うするのは免れないので、特別に寿金を会議で立て、先に会員一名ずつから寿金を百円ずつ徴収し、もし、会員が百年の天寿を全うする時には、この蓄えた寿金をその喪主に渡し、それが使われた後はまた更に徴収して蓄えていく。(注2)

十七、会員の帰国旅行(注6)または婚姻には祝金として二千元(注7)を送り、葬儀には香典として二千元(注7)をそなえる、財務組がこれを処理する。もし、財務組が知らずにこれらを未処理のときは、当該会員は自ら本会へ受領に来ること。

第六章 附則

十八、本会の会則の改正は全員大会に提出する。

b. 広東要明鶴同郷会会章

第一章 総則

- 一、名称：広東要明鶴同郷会 (注1)
- 二、住所：横浜市中区山下町二百二十番地。
- 三、宗旨：同郷間の情誼を深め、情報を交換し、互いに助け合い、対内対外ともむつまじくすることを旨とする。
- 四、経費：会員の会費及びその他の臨時収入をもって財源とする。

第二章 会員

- 五、①日本に居住する広東の高要・高明・鶴山出身者にして、満十八才以上で、一年以上の在留資格を持っている者 (注8) は、男女問わず、理監事会の承認を経て、入会金と当該年度の年会費を納入すれば、会員となることができる。 上記出身者の男子と婚姻関係にある他府県の女性も含まれる。入会申込者は本会会員一名の紹介を必要とする。入会金の金額は理幹事会 (注9) で決定する。
 - ②会の男性会員の子にんについては、会に入会できる資格があるとみなす。(注10)
 - ③脱会した者が、再度入会する場合は、理監事会の承認を経て、あらたに入会金と三年分の会費を納入すれば会員となることができる。
- 六、会員の義務：本会則を遵守し、決議事項に従い、会費と理幹事会で臨時に決定した費用を納入すること。
- 七、会員の権利：役員の選挙権・被選挙権、提案権と役員の罷免の要求及び本会が行う各種福利活動享受することができる。ただし、新入会員は、入会一年後に初めて、被選挙権を享受することができる。
- 八、会費：会費の金額と徴収方法は理監事会で決定する。
- 九、①会費を二年分滞納した場合、理監事会の決議を経て、その者の会員権利を停止する。 さらに一年以内に納入しない時は、理監事会の議決を経て、その者を除籍する。

②本会の名義を濫用し、または本会を損なう不法行為をした会員に対し、理監事会の議決を経て、その者に警告を發し誤りを正すこととする。(注5)

第三章 組織

十、本会の理監事は十五名とし、全員大会で選出される。(注10)

会長一名、副会長二名は理監事会にて互選される。顧問若干名は理監事会で招聘する。各理監事の職責は正副会長により指定する。

幹事は必要に応じて正副会長により推薦し、理監事の同意を経て、会長が招聘する。(注10)

十一、理監事の任務：

会長は本会を代表し、会務を振興するとともに全役職を統轄する。

副会長は会長を補佐して会務を処理する。会長が不在か任務遂行が困難の時は会長の全権を代行する。

秘書組 本会の対内対外の文書処理し、全ての会議の議事録を担当する。

総務組 会員名簿と重要な公文書類などの管理の責任を負う。

交際組 本会の対内対外の交際と付き合いを主管する。

財務組 会費徴収及び本会の財政収支事務の責任を負う。

本会帳簿を管理し、毎月の収支表を作成して理監事会に報告することを主管する。

福利組 本会の福利活動と会員間の親睦交流の活動を主管する。

(例を挙げると会員旅行、敬老慶賀会、冠婚葬祭などの事柄) (注11)

青年組 本会の青年会員の親睦交流の活動を担当し、積極的に同郷青年の入会を勧誘することを主管とする。(注12)

監事 各組の業務を監察し、決議違反や会則違反あるいは職責を果たさない役員の責任を追及する責任を負う。本会の会計を監査する。(注3)

顧問 本会の会務を指導する。

幹事 各組主任が会務を推進することに協力する任にあたる。

十二、各理監事の任期は二年とする。但し、再選を妨げない。

十三、理監事が職責を果たさないか、妥当でない行為があった時は、会員はこれを会長に報告し、会長は理監事会の同意を経て、その者に、警告を発し誤りを正すこととする。

第四章 会期

十四、会員大会は本会の最高決議機関であり、(注13) 二年に一回開催し、会長が召集する。但し、もし特別な事由が発生した場合と三分の一以上の会員の要求があった時は、会長は臨時会員大会を召集しなくてはならない。

十五、理監事会は二ヶ月に一回開催し、特別な事由が発生した場合あるいは会長が必要と認めた時は、随時開催する。理監事の過半数の出席をもって会議が成立する。欠席する理監事の委任状は出席人数とする。

(注14)

第五章 慶忌規定

十六、会員の婚姻には祝金を送り、葬儀には香典をそなえる、財務組がこれを処理する。もし、財務組が知らずにこれらを未処理のときは、当該会員は自ら本会へ受領に来ること。祝金と香典の金額については、理監事会で決定する。(注2)

第六章 附則

十七、本会の会則の改正は全員大会に提出するか、会員全体にはからなければならぬ。(注15)

十八、女性会員が他府県の男子と婚姻したことにより、本会を除籍する過去の慣行を廃止する。これにより除籍された女性会員は、再度一般の入会金と当該年度の会費を納入すれば会員となることができる。(注16)

十九、本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

二十、本会則の解释权は理監事会に属する。

二十一、本会則は1997年1月1日より施行する。

注

- 1 名称を広東要明鶴同郷会としたのは、旅日という日本に旅行に来たという意味を、旅日を外すことによって、定住していることとしての意味としてはっきりさせる為。
- 2 長寿金を辞めて、全てを会の予算から出すことにする。長寿金とはここでは、会員から集めるカンパを意味する。このことにより、aの第五章の十六の項目は、bの会章において取り消されている。
- 3 会計組と核数組が取り消され、財務組と監事に統合する。
- 4 郷務組の任は福利組へ統合する。
- 5 この項目については、bの第二章の九に会費としての項目に含められている。
- 6 この当時は故郷へ帰ることが困難であったため、それを奨励するために会が援助をしていた。
- 7 会員個人からの徴収方法を改め、理監事会で金額を決め、会の予算として出すことにする。
- 8 一年以上のビザが必要だとしたのは、会員の出入りが激しくなり、混乱を招く恐れがあったため、長期滞在予定者を会員の資格としたのである。
- 9 会員資格を明確にさせ、理監事会が全て決定権を持つようになる。
- 10 aの会章においては、全員大会による選挙の形をとっていたが、bの会章における選挙法は、まず事前に作成した選挙票を会員全員に送付し、理事を15名選出し、その後、選出された15名の理事の中から会長を選出し、会長が副会長2名を指名し、その3名で監事を決め、それぞれの役職に就くというものである。
そして、15名の監事以外の幹事も監事達によって選ばれる。
- 11 aの第三章の十の郷務組の任務をbの第三章の十一の福利組に含め、その任務を担うことにした。
- 12 青年会員の活躍が目立つようになり、会としても青年会員達の活動を資金面でも援助できるようになったことが青年組増設の理由の一つと

して挙げられる。

- 13 1996年10月にbの会章の承認を得るため、敬老会も兼ねた会員大会を行った。また、新年会において、会員に会務報告を行っている。
- 14 本業の傍ら理監事を務めている人がほとんどであることから、このような改正がされたと考えられる。現在も、理監事会議は定員25名だが、平均して15名の出席により会議は成立している。
- 15 理監事会議で全てを決めて、会員大会で承認を得るようにする。
- 16 この改正により、多くの女性会員が戻ってきたが、60歳以上からの再入会は入会金二万円と年会費を払い、65歳以上になってからは、年会費だけを払えば良いということが理監事会で決定された。

3. 会員構成と広告

現在の会員出身別構成

ここでまとめる数字は、2006年12月12日現在のもので、同郷会が今、把握している最新の会員名簿に基づいている。なお、会員の祖籍地区については、2002年度に発行された『五十周年会刊』の会員名簿がある。これら二つを利用して、会員構成について以下のような集計を出した。今回は、個人ではなく、家族別で集計したが、このような整理分析はおそらく同郷会としては初の試みであろう。

男女別

男	女	合計
186人	189人	375人

祖籍地区別（家族単位）

高明県	高要県	鶴山県	合計
77	1	7	85

鎮別

<高明県>

明城鎮	人和鎮	西安鎮	新于鎮	不明	合計
44	2	3	8	20	77

<鶴山県>

沙平	龍口	古勞	不明	合計
2	2	2	1	7

*高要県については、1家族であり、また祖籍が不明のため、記載せず。

現在地別（現在も山下町に居住している家族を中心として）

山下町	横浜市 (山下町以外)	横浜市以外	合計
18	46	21	85

以上の様に集計をした結果、往來の理解ではほとんどが高明県出身者で占められていると思われていたが、実際は鶴山出身者が全体の約一割は占めていることが分かった。これは、なぜ今まで明らかにされてこなかったといえ、鶴山出身者の会員が横浜在住でないことから、会員同士の親睦交流がなく、疎遠になっていったことが原因だと思われる。

なお、高明県出身者が多い理由の一つに、最初に同郷会を作った華僑が高明県の者で、その後、親族などを日本に呼び寄せたことが挙げられるという。

事務局の方の話によれば、同郷会の会員人数は毎年大体80人前後動くことも分かっている。

広告に見る会員の職業傾向

同郷会の『四十周年会刊』、『五十周年会刊』には、会員提供による会

員の職業広告の掲載がある。

この二冊を基にし、広告に見られる会員の職業傾向を見ると以下のようになることが分かった。

<店舗別>

	飲食店	飲食店以外	合計
四十周年会刊	29	14	43
五十周年会刊	30	14	44

<飲食店地区別>

	山下町を含む 中華街	山下町以外	不明	合計
四十周年会刊	14	15	1	29
五十周年会刊	14	16	1	30

*不明とは記載がないため。

<店舗別>当然ながらこの二つの会刊に載せられた広告のどちらも、広東料理を中心とした飲食店経営が目立つことが分かった。

十年経っても、特に大きな変化がないのは、広東料理が立ち並ぶ現在の中華街の姿から見ても一致していると言える。

更にく地区別>で見た場合、どちらも僅差ではあるが、山下町を含む中華街経営よりも、それ以外での地区の経営が多い結果になった。山下町以外の地区も、中華街からさほど離れてなく、大体同じ横浜市中区内で伊勢佐木町や野毛に店舗を構えている。その為に同郷会としてのまとまりも十分に保っていける条件が備わっていると考ええる。更に中華街以外の場所で店舗を構えるのは先祖代々からの立地条件、または、敢えて中華街以外での商売を狙っているとも考えられる。

四十周年から五十周年にかけての広告から見られる変遷は、四つの飲食店店舗の消滅、同じく四つの飲食店以外の店舗の変化が見られ、中華街の観光地化が進んだ為か、観光客向けの店舗が広告の中にも中華料理食べ放題の店や駐車場経営など、観光客向けの店舗が目立つようになってきたことも分かる。

飲食店以外の業種を挙げると以下のようなになる。

『四十周年会刊』の飲食店以外の主なものとして、不動産、ギャラリー、靴屋、カラオケ、銀行、物産卸店、中華菓子店、薬局、貿易業、製麺所などが挙げられる。また、『五十周年会刊』には、これらに加え、更に駐車場管理や、お茶専門店、音楽スタジオ、建築会社などが増えたことが挙げられる。

中華街には、華僑を含めた人々が生活していくのに必要なものは大体揃っており、また華僑だけではないあらゆる人たちへ向けて中華街が開かれているように思われる。

広告から見る中華街の店舗の変化を見ても、中華街での商売や経営は時代に合わせて、形を変えていき、それに応えられていくことができれば中華街は華僑達の生活は安定していると言えるかもしれない。

まとめ

現在、同郷会では、会の活性化と円滑な活動を図るために、年間予定を定め、毎年これに沿って主な目的として会員の親睦交流を深める為に役員や会員の協力を通して、運営されている。現在の年間予定と、行事の詳細について多少の説明を加える。

年間予定としては、旧正月によって多少のずれがあるが、毎年二月前後に二年に一回毎に職守会を開いている。そして、新春聯観懇親会も開かれる。四月には清明節の墓参りが行われるが、清明節も震災記念供養祭もどちらも中華義荘で行われ、お供え物を備え、精進落しを行う。震災記念供養祭の場合には、要明同郷会が建立した記念碑と子供の受難犠牲者を祭った碑にお祈りをし、中華義荘にて精進落しを行う。七月には、会館にて数年前から始めた納涼会を開き、会員同士の親睦交流の機会として、また青年団役員の活躍の場ともなっている。九月には震災記念供養祭があり、十月には、親睦旅行会と敬老慶祝会を各年毎に順番に行っている。そして一

月には年始回りと新年の食事会を行うことが決まっている。

この他に日常的な活動として、月二回ごとに理幹事会議を開くことや、内外の団体からの招待や接待、里帰り旅行の実施などが挙げられる。

なお、1972年から43号まで「要明鶴通讯」を刊行し、会員に同郷会の活動を報告していたが、現在は刊行していない。しかし、今現在、同郷会に3号だけが残され、保管されている。

横浜中華街は幕末の広東系買弁が日本に渡ってきたことから始まり、広東系華僑を中心に形成されてきた。横浜は特に他の華僑の集まっている地域と比べてみても際立っているように思う。そんな横浜で創設され、今でも活気のある「広東要明鶴同郷会」には私も青年団役員として参加していることから、身近な存在である。

しかし、広東系同郷会を取り上げた研究は未だ少なく、近年、青年華僑華人の同郷会離れや同郷会自体の衰退化が懸念されている。今回の論文がこれからの研究を通して、青年華人としての私が現在の同郷会から見聞きして残せるもの、また、青年団としての活動を通して、青年華僑華人達に何を発信していけるかということが今後の課題になると考えられる。

なお、今回は、今まであまりはっきりしてこなかった「広東要明鶴同郷会」周辺の資料整理を主として取り組んだが、研究としても資料としてもまだ不十分である。やはり戦前の記録や歴史を辿っていくことの困難さを感じた。しかし、これから先もこの研究は続けていくべきであり、形として残していくべきだと考えている。その為にも、様々な資料やフィールドワークを通して、横浜に渡って基盤を築き、同郷会から中華街の形成に携わってきた華僑たちによる経歴を今より更に詳しく、今後の課題として追っていき、同郷会の未だ公にされていない歴史を明らかにしていきたいと考えている。

参考文献目録

1. 単行本

(i) 日本語

横浜市教育委員会事務局私学振興会 「横浜市地域研究費による成果
報告書（平成七年度）」1997年

菅原幸助 「日本の華僑」

1991年 朝日新聞社

財団法人 中華会館 「地藏王廟（地藏王廟修復工事報告書）」

1997年 財団法人 中華会館

(ii) 中国語

旅日要明鶴同郷会 「記念成立四十周年会刊 1952-1992」

1992年 旅日要明鶴同郷会 第二十七届職守

廣東要明鶴同郷會 「記念成立五十周年会刊 1952-2002」

2002年 廣東要明鶴同郷會 第三十二届職守

呉笑安 「高明呉笑安先生八十回顧集」

1991年 順海閣株式会社